
春日井市地域防災計画

(原子力災害対策計画)

令和6年修正

春日井市防災会議

春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格及び基本方針	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	
第6節 春日井市地域防災計画の修正	
第7節 今後の検討課題について	
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防計画

第1章 放射性物質災害予防対策	12
第1節 防災対策の実施	
第2節 放射線防護資機材等の整備	
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	
第5節 災害に関する知識の習得、訓練等	
第2章 原子力災害予防対策	14
第1節 原子力事業者との連携	
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	
第3節 原子力防災に係る専門家との連携	
第4節 防災対策の実施	
第5節 避難所等の確保	
第6節 環境放射線モニタリングの実施等	
第7節 緊急輸送態勢の確保	
第8節 健康被害防止に係る整備	
第9節 風評被害対策	
第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	
第11節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	
第12節 原子力防災業務関係者に対する研修	
第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	
第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整	

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動態勢	20
----------	----

第1節	市災害対策本部の設置	
第2節	防災関係機関における活動体制等	
第3節	原子力防災業務関係者の安全確保	
第4節	職員の派遣要請	
第2章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急 対策	24
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	放射線障害の発生又は拡大防止措置	
第3節	警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	
第4節	消防活動（消火・救助・救急）	
第5節	広報活動の実施	
第6節	交通の確保	
第7節	放射線防護資機材の貸出しのあつせん	
第8節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第9節	医療関係活動	
第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	28
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	放射線の測定、汚染の防止等	
第3節	専門的知識を有する職員の派遣要請	
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第5節	原子力災害合同対策協議会への出席	
第6節	市民等に対する屋内退避、避難指示	
第7節	市民等への的確な情報伝達	
第8節	医療関係活動	
第9節	消防活動（消火・救助・救急）	
第10節	自衛隊への災害派遣要請等	
第11節	汚染された食品等の流通防止	
第12節	交通の確保	
第13節	輻輳対策	
第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策	33
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第2節	緊急事態応急対策等の実施	
第3節	活動体制の強化	
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第5節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	
第6節	市民等への的確な情報伝達	
第7節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	
第8節	医療関係活動	

- 第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動
- 第10節 放射性物質による汚染の除去
- 第11節 緊急輸送・交通の確保
- 第12節 飲料水・食品等の摂取制限等
- 第13節 社会秩序の維持対策の実施
- 第14節 風評被害等の影響の軽減
- 第15節 輻輳対策
- 第16節 県外からの避難者の受入れ

第4編 災害復旧計画 44

- 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第2節 放射性物質による汚染の除去
- 第3節 各種制限措置の解除
- 第4節 心身の健康相談の実施
- 第5節 風評被害等の影響の軽減
- 第6節 被災中小企業等に対する支援
- 第7節 物価動向の把握
- 第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除
- 第9節 災害地域に係る記録等の作成

参考資料 47

- 1 用語の定義
- 2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等
- 3 防護措置実施のフローの例
- 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
- 5 OILと防護措置について
- 6 付録